

令和6年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月2日(木) 13時56分から14時44分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 小松 和啓	2番 山崎 彰		
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄	
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸	
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	15番 五百蔵 純太	
	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔	

4. 欠席委員 (1名)

14番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号	非農地証明願いについて
第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号	使用貸借返還通知報告について
第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志

7. 会議の概要

事務局	開会(13時56分) それでは、ただ今から令和6年第5回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	はい、皆さんこんにちは。今日ですね、それぞれお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。今日は特に前談のお話を聞かせていただきまして、話がありまして、約30分かかったということで遅うなりましてすいません。ゴールデンウィークの真っ只中の今日の会です、明日から4連休という皆さんも多いと思いますが、季節がら今日は非常に暖かいということで、昨日はちよっと寒くてですね、天候不順の様相があったわけですが、

これからまた暖かくなり、大変皆さん忙しくなりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録の署名人の指名をさせていただきます。岡田委員、そして宗石委員をお願いをしますのでよろしくお願いを致します。

それでは順次ですね、会に入っていきたいと思いますので、議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は5件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、ご審議の程をよろしくお願いたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町大井平の農地10筆で合計面積1,805.73㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町荏生野の農地6筆で合計面積1,955㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵の農地1筆で面積1,009㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬の農地1筆で面積1,377㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大板の農地1筆で、面積は136.42㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、調査書を確認いただいた上、不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

議長

以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います、何かありませんかね。

———質疑なし———

議長

議長

格段無いようですが、申請番号2番、譲渡人の■■■さんはこの土地をいつ買ってるかわかりませんか。すいません、私も記憶が定かではありませんが、令和3年の11月か。

事務局

1月。

議長

議長

令和3年の1月に購入をしますが、実はですね、樫を植えちよって近隣の人から苦情があつて切つて倒したという経過があるがです。私もこの写真を見ると何にも作ってないずつに、やっちゅう、たいてい■■■さんやったら樫を植えちゅうにと思ひましたけど、そういう経緯があつてですね、反対をされたということで、たまたま、その買ってくれる人がおつたんですね、■■■さんが手放したということになったんじゃないかという判断をします。他に何かご質問ありませんか。

———質疑なし———

議長

議長

無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんかね。

———異議なし———

議長

議長

はい、それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案通り、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
いずれも4件あるんですが、全て農振の除外の手続きを終えた上での転用申請になります。

1番、申請地は香北町太郎丸字山崎1194番、地目は畑、面積は615㎡の内16.92㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおり。資料は6で農地区分は第1種農地で調査員は武内推進委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されますが、集落接続で例外規定となっております。

続いて2番、申請地は香北町太郎丸字東屋式546番1、地目は田、面積は304㎡の内9㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおり。資料は7で農地区分は1番と同じ1種農地ということで調査員は武内推進委員です。

1種農地と判断されますが、集落接続での例外規定となっております。

続いて3番、申請地は香北町朴ノ木字下夕山田231番1、地目は田、面積は433.78㎡の内33㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおり。資料は8で農地区分は同じく1種農地で調査員は三谷委員です。

1種農地であります、集落接続で例外規定となっております。

4番、申請地は香北町清爪字中屋620番、地目は畑、面積は72㎡の内30.77㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地移設、申請事由は議案書のとおり。資料は9で農地区分は1種農地で調査員は竹村委員です。

同じく1種農地であります、集落接続で例外規定となっております。以上です。

議 長 はい、以上、説明が終わりましたので補足説明を1番と2番に武内委員よりお願いします。

推 進 委 員 (10 番) 資料の6-1を見て下さい。場所は195号線の太郎丸地区のコーボ太郎丸さんのところをちょっと、お墓の1194のちょっと北側の氷屋さんの写真屋さんとお墓から入ったところの南側になります。ほんでここへ申請理由を書いてありますが、もう私もそこへ行つてちょっと見ましたけど、もう全然自分くの上土地とあれです、ここはもう全然申請の理由が良いと思います。問題無いと思いました。それと6の、資料7、[REDACTED]さんの分ですが、これも転用の墓地です。これも太郎丸地区で、国道からちょっと今度は北の方へ入ったところへここも転用、ここにしたいと、ちょっとここに果樹、果樹みたいなのを植えてありますけど、そこを整備してやりたいということでここも周りも自分のがですので、問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。三谷委員、すいません、お願いします。

委員 (7 番) 資料の8を見て下さい。資料の8-1、転用予定地、正面のちょっと右下に朴ノ木の高照寺っていうお寺がありますが、お寺の北西になるかな、ここ墓地をするところですけど、周りも全部草原というか稲が出来るような状態で無いところばかりになってますんで、ここへ地主の方が山の上で墓地へもうよ

		う行かんかったき、墓地を移したいということに隣地の承諾も得ておるということで問題は無いと思います
議 長		はい、有難うございました。続きまして、すいません、竹村委員お願いします。
委員（6 番）		資料の 9 をお願いします。場所は清爪ですけど、県道ですけどね、県道から北へだいぶ入りまして田んぼと家がこう並んでますけど、この畑、620 は畑になってましてその隣が自宅ですので、その周りも自分の土地なんで、問題無いと思います。以上です。
議 長		はい、有難うございました。それでは議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請ですが、何かご質問はありませんか。
		———質 疑 な し———
議 長		格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、異議ございませんかね。
		———異 議 な し———
議 長		はい、それでは、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
		———全 員 挙 手———
議 長		はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
事 務 局		議案第 3 号 農地法第 5 条による許可申請について説明致します。 1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字下モ杉ノ下 9 3 番 1、地目は田、面積は 437 m ² 、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 2,261 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場兼オートキャンプ場、転用事由は議案書のとおり。資料は 10、農地区分はその他 2 種農地、調査員は有光推進委員です。 申請地はこれも農業振興地域内にある農用地以外の農地ということで除外をしたうえでの転用申請になります。以上です。
議 長		補足説明を有光委員、すいません、お願いします。
推 進 委 員 （12 番）		はい、申請事由のところに書いてありますとおり、申請地の所有者の夫が急逝したこともあって、ここ自体、なかなか進入路も実は西側に 1 本しか無くてですね、そこがちょっと、まあ地震の影響が何かで石垣が崩れて何も、耕運機等も通れないような状況になっておりました。書いてあるように■■■■の■■■■の方に相談したら将来的に連続性も土地があるので、ここでオートキャンプ場をやってみたいというようなこともありまして話の方が進んでいったところでございます。ここ自体、もう 2 年、もう 3 年経ちますが、ずっと■■■■の方が年に 2 回位草も刈ってですね、非常にひどくならないような状態で管理をしているような状況であります。以上です。
議 長		はい、有難うございました。それでは議案第 3 号につきまして質疑を行いた

と思いますが、何かご質問はありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 議 な し ———

議 長 はい、それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第4号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町影山字サテハ谷685番2、地目は田、面積は37㎡、利用状況は墓地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は11です。

2番、申請地は土佐山田町楠目字池ノ下2696番イ、地目は田、面積は899㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,376㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は12です。

3番、申請地は土佐山田町楠目字池ノ下2699番、地目は田、面積は105㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は13です。

4番、申請地は香北町朴ノ木字角石59番、地目は田、面積は254㎡、外10筆、計11筆で合計面積1,517㎡、利用状況は山林原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三谷委員で資料は14です。

5番、申請地は香北町梅久保字沖野々1458番、地目は田、面積は212㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹村委員で資料は15です。

6番、申請地は香北町朴ノ木字角石58番、地目は畑、面積は125㎡、外4筆で合計5筆で合計面積969㎡、利用状況は山林、宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三谷委員で資料は16です。

7番、申請地は香北町白川字ウツナロ2093番、地目は畑、面積は1,388㎡、外2筆、計3筆で合計面積2,680㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は五百蔵委員で資料は17です。

8番、申請地は香北町有瀬字下モ杉ノ下102番1、地目は畑、面積は165㎡、利用状況は原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は有光推進委員で資料は18です。

9番、申請地は香北町永瀬字ドラノマエ669番、地目は畑、面積は80㎡、外1筆、計2筆で合計面積114㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は平田委員で資料は19です。

10番、申請地は香北町太郎丸字啜テ212番、地目は田、面積は178㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は小松委員で資料は20です。

11番、申請地は物部町庄谷和字下モク子田974番1、地目は田、面積は1,528㎡、利用状況は山林原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は小松弥生推進委員で資料は21です。

		12 番、申請地は物部町五王堂字柳空 1636 番 1、地目は畑、面積は 198 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹平委員で資料は 22 です。 13 番、申請地は物部町五王堂字柳空 1636 番 2、地目は畑、面積は 198 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹平委員で資料は 23 です。以上です。
議	長	はい、説明が終わりましたので補足説明を 1 番、森田委員お願いします。
委員 (13 番)		はい、資料 1 1 - 1 と 1 1 - 2 をご覧いただきたいと思います。場所は龍河洞温泉から龍河洞に約 1 キロ位行ったところの龍河洞公園線の上段になります。周囲も山林であり、別に問題無いと思います。以上です。
議	長	はい、引き続きまして堤委員お願いします。
委員 (5 番)		それでは説明します。資料 1 2 - 1 をご覧下さい。ここはかがみの育成園から北へ 7・800m 行ったところで上の地図を見てもろうたら、上の方にちょこっとうある、これが女夫ヶ池というて土生川の源流になります。そこから南側になりますが、南の山裾のところになります。もう既に見てもらったわかりますように山林化しておりまして、ちょっと一部桜の植樹をしておりますが、これは 5～6 年前だったと思います。この隣も非農地証明をしましてその時にも始末書が出ております。それともう 1 つも 3 番の方がこの 2698 と 2700 の間がもう 3 番の案件で■■■■さんの所有地 2699 ということになりますんで、隣同士です。こういう状況ですので問題は無いと思います。以上です。
議	長	はい、有難うございました。続きまして三谷委員、お願いします。
委員 (7 番)		資料の 1 4 - 1 から順番に見てもろうたらわかりますけど、先日見てきましたけど、ここは地主の方が亡くなって息子さんが県外におるっていうことで、ここで誰も管理をしている人がおらん、一部■■■■さんに田んぼは寄付したということで、残ったところはそのまま手付かずで農地にもならんということで非農地証明を許可をしてほしいということで、全部見てきましたけど、山林ばかりから、耕作不適っていうんで問題は無いと思います。以上です。
議	長	すみません、6 番も、三谷さんです。
委員 (7 番)		資料 1 6、この前見てきましたけど、山の上に、過去に銀杏を作っちゃったところがありますけど、銀杏から田んぼがあったところですけど、前の台風で結局耕作は出来なくなったということです。ここもあの朴ノ木の高照寺からそのまま見えるところです。資料 1 6 - 1 のところに倉庫がありますけど、今はガレージになっちゃうけど前は倉庫で囲うちよったけどあまりにも湿気が上がるということでガレージにしたけど、ここも地主の方は野市の方へ移住してこっちには住んでません。誰も買い手がおらんということでそのままになってます。周りの隣地の承諾もあるということで問題は無いと思います。以上です。
議	長	はい、それでは 5 番を竹村委員からお願いします。
委員 (6 番)		資料 1 5 - 2 をお願いします。今倉庫が建ってます。これもだいぶ前で。この■■■■さんと 3 月 14 日にちょっと見に行ったんですけど、お父さん

が亡くなったということで何も分からんずつつ引っ越してきたというか、そういうふうな感じで場所を、場所と言いますか、前のままの倉庫が建ってますんで、別に問題は無いと思います。

議長 はい、有難うございました。続きまして7番を五百蔵委員からお願いします。

委員（15番） 資料17をお願いします。3筆ありますが、一番上とそれから2番、3番少し離れておりますので、資料17-3の地図をお願いします。場所ですが、香北町橋川野のところで香麗橋を渡って西へ行きます。これ県道ですが、そしたら17-1をお願いします。資料17-1、2093番、県道から少し上へ上がっておりますが、長老の人に聞きますと昔はここに段々畑があつて、何か野菜とか作っておったとのこと。下の県道というか、道から見ても見えない状態で上がって行く道もあるか無いかわからない状態です。現況は山林になっております。これが白川字ウワナ口です。そしたらまた17-3へ戻っていただきたいと思います。ここはですね、県道からすぐ上ですが、県道から見えておりますが、一番白川のウワナ口と同じく山林になっております。これも認めざる負えないと考えております。

議長 はい、有難うございました。続きまして8番、有光委員お願いします。

推進委員（12番） 資料18の方をご覧下さい。先程オートキャンプ場の話が出ましたところの永瀬94-1という筆の東の端に接している筆でございます。写真にあるとおり、もう平成15年よりまだ前20年以上前から耕作ができなきということで、ずっとこんな形で桑とかですね、雑木が生えているような状況です。で、原野化して現在に至っております。以上です。

議長 はい、有難うございました。9番、平田委員お願いします。

推進委員（11番） すいません、資料19-1を見ていただくと、これは永瀬の集落からちょっと山の方に入ったところで、19-2の写真を見て下さい。もう周りはおろ山で、私が移住した時にはもう4階級のこういう桧が植わっております。周りも山林か、それこそ高照寺ので社というか地区の社がありますが、そういう場所ですので問題は無いと思います。

議長 はい、有難うございました。10番、小松委員お願いします。

委員（3番） これは国道195号線の太郎丸の駅の南って言いますか、山手の方になるところです。ここはもう書いてあります通り、20-1番を見ていただいたら、1番2番を見ていただいたら、わかりますけど家を建てた隣をずっと庭って言いますか、宅地として利用してきたもんですけど、ここにありますように昭和42年建物建ててから農地としては利用しておらず、宅地として利用している状態ですということ。別にこれは問題無いと思います。

議長 はい、有難うございました。すいません、21番ですが、小松弥生委員が欠席ですので事務局が文書を預かってますので、朗読させていただきます。

事務局 資料の方は21になります。
行政書士と現地を確認して現在、草や低木が生えており、畑としては機能してない状態ということで非農地として問題無いと思いますということで小松弥生推進委員から預かってます。以上です。

議長 はい、有難うございました。それでは12、13、竹平委員よりお願いします。

委員（11 番） 資料 22 と 23 をご覧下さい。資料 22－1、それから 22－2 地番 1636－1 の地権者の[]さんと資料 23－1、23－2 の地番、1636－2 の地権者[]さんとの土地は、これ並び土地となっておりますので、また状況が同じなので一緒に報告をさせていただきます。場所は物部町大栃から約 7 キロ、西熊溪谷方面へ入ったところの五王堂集落の上の方になります。この資料の写真がよく撮れておりましてご覧のように両方の土地とも今から 50 年以上前の昭和 40 年代から原野化をしてその後杉、竹、雑木が茂って原野化して現在に至っておる状態です。また周辺地も同様に原野、山林であり、問題は無いというふうに思っております。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第 4 号の非農地証明願いにつきまして説明がありました。皆さん方からご質問があれば受けたいと思います。何かありませんかね。
岡田委員。

委員（17 番） 8 番ですか、資料 18－2、2 番ですよね、倉庫のようなものが建っておりますけど、ちょっとそう思って。

事 務 局 これも同じように除外の案件でして、この倉庫ということで県の方に上げた時に始末書付ということで出してもらってます。以上です。

議 長 いいですかね。

委員（17 番） はい。

議 長 他にありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思います。
議案第 4 号非農地証明願いにつきまして説明があったように原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第 5 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。
報告案件は 3 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町岩積の農地 9 筆で合計面積 3,048 ㎡、貸入及び借入、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2 番、申請地は香北町永瀬の農地 8 筆で合計面積 3,812 ㎡、貸入及び借入、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
3 番は 2 番の公社契約分となります。
貸入及び借入申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議 長 議案第 5 号につきまして説明がありました。ただ今より質疑を行います
が、皆さん方からご質問ありませんか。

		はい、岡田委員。
委員 (17 番)		県の農業公社ですわね。貸しちょいて解約されて次を探すってことはせんのですか。担当がおると思うんですけど。確か、うちにも当たってくれんろうかって担当が来るときもありますので。
議 長		公社へ返される前に、返されたらよね、公社が次の人をあたらんかってことよね。
委員 (17 番)		そういうことです。
議 長		農業委員会のうちの農業委員会へ解約になったよと、それで報告で終わるかえと言うことじゃなくって公社が自分でまず努力して探せやということよね。その場合はどうしゅうろうね。 この件、私も県の公社と会をすることがありますので聞いてみます。すいません、今日は即答ができませんでしたがね。 他にありませんか。
——— 質 疑 な し ———		
議 長		格段なければ採決に入りたいと思いますが、議案第 5 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について報告案件ですので報告のみとさせていただきます。続きまして議案第 6 号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。
事 務 局		はい、報告第 6 号 使用貸借終了農地返還通知についてです。 報告案件は 2 件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1 番、申請地は土佐山田町杉田の農地 3 筆で、合計面積は 2,862 m ² 、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 2 番、申請地は土佐山田町楠目の農地 1 筆で面積は 1,038 m ² 、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。
議 長		はい、議案第 6 号のですね、使用貸借返還通知報告について説明がありました。何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。
——— 質 疑 な し ———		
議 長		格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。 それでは議案第 7 号農地法第 5 条の規定による届出報告について説明をお願いします。
事 務 局		はい、報告第 7 号 農地法第 5 条届出報告についてです。 報告案件は 3 件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町の農地 2 筆、合計面積は 255 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 24 です。 2 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町の農地 1 筆で面積は 149 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 25 です。 3 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町の農地 3 筆で合計面積は 1,248 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 26 です。 以上です
議 長		はい、有難うございました。議案第 7 号につきまして質疑を行いたいと思

いますが、何かありませんか。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようですのでこの件につきましても報告のみとさせていただきます。

それでは続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、土佐山田町岩次の農地、1,153㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は27です。

2番、土佐山田町楠目の農地、796㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は28です。

3番、土佐山田町山田の農地、1,450㎡を■■■■■の■■■■■が借り受け、ソルゴーを栽培します。資料は29です。

4番、土佐山田町の農地3筆、合計3,074㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。資料は30です。

5番、土佐山田町町田の農地、1,813㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は31です。

6番、土佐山田町船谷の農地2筆、合計1,027㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は32です。

7番、土佐山田町中後入の農地、399㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、水稻（ヒノヒカリ）を栽培します。資料は33です。

8番、土佐山田町の農地4筆、合計2,564㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、ネギを栽培します。資料は34です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、採決に入りたいと思いますが、関係する委員がおりますので■■■■■君に退席をしていただいてですね、1番の案件について先に採決したいと思いますのでよろしくお願いします。

———■■■■■退席———

議 長 それでは説明がありました申請番号1番の件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

———質 疑 な し———

議 長 格段無いようですので貸主■■■■■さん、借主が■■■■■君の件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
岡田君に入ってもらって。

———■■■■■入席———

議 長 ■■■■君に申します。全員の皆さん方が賛同を得ましたので引き続いて耕作をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それではその他の件につきまして、すべての件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、賛成の方は挙手をお願いをします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第9号のその他の件になってますが、何か事務局からありませんか。
格段無いようですので、あと農地利利用最適化推進委員の意見交換会に入りたいと思いますが、少しの間休憩をします。そして大体人が集まったらですね、再開をしますのでよろしくお願いします。

閉会（14時44分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

長

原 心一

署名

人

岡田修一

署名

人

泉石大輔